

## 和歌山県オープンデータの推進に関する指針

平成 28 年 3 月 11 日決定  
令和 3 年 3 月 17 日改定  
和歌山県副知事  
情報統括責任者（CIO）

### 1. 目的

この指針は、国の「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、  
「新たなオープンデータの展開に向けて」（平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワ  
ーク社会推進戦略本部決定）等の動向を踏まえ、和歌山県（以下、「県」という。）が保  
有するデータをオープンデータとして広く一般に公開し、県民生活の向上、企業活動の  
活性化等に資するため、県域、官民の枠を越えた公共データの活用を促進することを目  
的として、本県のオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び運用方針を定める  
ものである。

### 2. 用語の定義

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式（コンピュータによりデータを自  
動的に読み取り、再利用できること。）で、二次利用が可能な利用ルールのもと公開す  
るデータである。近年のコンピュータの機能向上、スマートフォン等の端末の多様化等  
により、多様で膨大な公共データを、ビジネスや身近な公共サービスに活用することが  
期待されている。

オープンデータカタログサイトとは、オープンデータを集約し、分野横断的な検索機  
能を備えたウェブサイトのことをいう。

### 3. オープンデータ推進の意義

#### (1) 地域課題の解決

膨大な公共データを、県民や企業、他の自治体等が活用することで、官民の枠や県  
域を超えた多様な情報の組み合わせを可能とし、県民の利便性を向上させる発想やサ  
ービスを生み出す機会を創造する。

#### (2) 行政の効率化

県保有情報をオープンデータとして提供することで、別々の業務主管課が、同様の  
データを作成・管理する等の手間を省き、県全体として保有するデータを課室で情報  
共有し、有効活用できる。

情報公開請求や問い合わせが多い情報を、あらかじめオープンデータとして提供し  
ておくことで、請求対応を減らすことができる。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上

県の政策に関する計画、決定過程、内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、県政の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。

4. 基本原則

- (1) 県は、保有するデータを積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 可能な限り、機械判読可能な形式で公開する。
- (3) 取組可能なデータから速やかに着手する。
- (4) 営利目的、非営利目的を問わずオープンデータの活用を促進する。

5. オープンデータの対象となるデータ

- (1) 県が保有するデータのうち、インターネットを通じ公開しているデータについては、オープンデータとして、広く二次利用を促進する。ただし、法令等による制約があるもの及びその他、具体的な理由により二次利用が認められないものは、オープンデータの対象外とする。

(2) オープンデータ推進の重点項目

次に掲げるものについては、オープンデータ推進の重点項目として、積極的により機械判読レベルの高いデータ形式での公開に取り組むものとする。

- ア. 統計情報（調査統計課統計、観光統計等）
- イ. 広報・観光情報（広報紙、観光情報等）
- ウ. 調達情報（物品・役務・公共工事調達情報等）
- エ. 地理空間情報（和歌山県地理情報システム庁外公開マップ登録情報）

6. 二次利用を促進する利用ルールの在り方

(1) 県がインターネットを通じて公開するデータの著作権等の位置づけ

ア. 単なる事実や数値データは、それ自体としては著作物とはならず、著作権の保護対象にはならない。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合も、素材・数値データが著作物でない場合は、素材・数値データそのものを利用することは著作権法の観点からは制限されない。

イ. 県が著作権者である著作物について、インターネットを通じて公開するに当たり、どのような条件で利用を認めるかは、著作権法の範囲内で、県が判断し表示することができる。

ウ. 県が著作権者となる著作物の中にも、第三者が著作権者である著作物が含まれる場合があり、その著作物をどのような条件で利用を認めるかについては、当該第三者の判断による。

(2) 県がインターネットを通じて公開するデータの利用ルールの在り方

ア. 著作物でないデータについては、著作権の保護対象外であることを明記する。

イ. 県が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める（著作権以外の

具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める)形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。

- ウ. データの二次利用については、別途定める「和歌山県ウェブサイト公開情報標準利用規約」に沿って利用ルールを定める。この際、利用ルールは著作物の出典の記載及び、特に県のコンテンツを改変して作成した場合にはその旨の記載を求めるとともに、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示（以下「CC BY」という。）と互換性を持たせる。
- エ. 県がオープンデータを公開するにあたっては、コンテンツの正確性等は保証しないこと、コンテンツを用いて行う一切の行為に県は責任を負わないこと等を明確に表示する。
- オ. ウに規定する利用ルールが適用できないデータについては、別途定める「和歌山県ウェブサイト公開情報標準利用規約」に別の利用ルールを明示する。
- カ. 第三者の著作権及び個別法の規定による制限があること等により、公開するデータの二次利用を制限する場合は、二次利用を制限することを明示する。
- キ. 今後、県が新たに作成・入手する成果物については、当該成果物の二次利用を認めることができるよう、事前に関係者との間で合意をとるよう努める。

このため、委託・請負契約の締結に当たっては、成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすい形でのデータ形式での納品も含め検討するとともに、著作権等で委託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約書等に記載するよう努める。

契約書に盛り込むべき条文的例（甲：和歌山県 乙：委託業者）

#### 第〇条 著作権及び著作者人格権

1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

〔1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権の権利を留保するが、甲が第三者に二次利用を許諾することを含めて、無償で利用を許諾する。〕

2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所と出来ない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用を出来ない箇所についてはその理由についても付するものとする。

出典：電子行政オープンデータ実務者会議（平成25年3月21日）資料

## 7. オープンデータの公開方法及び留意点

オープンデータは、利用者の利便性が高い方法（オープンデータカタログサイトの利用等）により公開する。

### (1) インターネットで公開する情報の在り方

ア. 県がインターネットで公開するデータについては、データの二次利用を考慮し、原則として、編集可能なデータ形式で公開する。

ただし、当分の間、庁内におけるオープンデータへの取組みを広めるため、従来のデータ形式による公開を妨げない。なお、PDF で情報を公開する場合には、コピー機等で印刷物をスキャニングし、PDF 変換したファイルではなく、PDF 作成ソフトを使用し、作成した PDF ファイルを公開すること。

イ. データを公開する際は、より機械判読に適したデータ形式(CSV 等特定のアプリケーションに依存しないデータ形式) のデータも公開するよう努める。

については、データの作成に当たっては、それらをコンピュータで機械的に読み取り、処理するといった利用を考慮し、データの構造(タグの付け方、表の形式等)を整えておくこと。

例) データセルに、整形や位取りのための文字（スペース、改行、カンマ等）を含めない。  
数値等のデータの値やタイトル、単位以外の情報をセルに含めない。

### (2) オープンデータカタログサイトで公開する情報の在り方

ア. オープンデータカタログサイトで公開するデータは、機械判読可能なデータとする。

イ. 5 (2) に掲げるオープンデータ推進の重点項目については、より機械判読しやすいデータ形式に変換し、オープンデータカタログサイトで公開する。

ウ. その他、特に要望のあるデータについては、随時、当該データの保有課室がオープンデータカタログサイトで公開する。

## 8. 今後の方向性について

県は、業務・システム最適化推進委員会において、全庁的なオープンデータの取組状況について定期的なフォローアップを行うと共に、今後の国の動向等も踏まえつつ、必要な取組の検討及び改善を行うものとする。